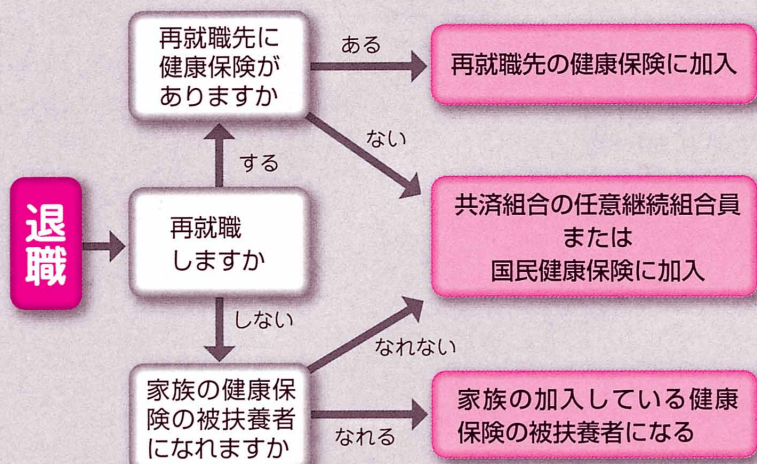


# 退職予定の組合員の皆さんへ

## 退職後の医療制度

組合員が退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。



## 任意継続組合員制度

この制度は、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金(所属の負担分も含めた額)を負担することによって2年間に在職中と同様の短期給付(休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く)が受けられ、福祉事業のうち高額医療貸付および出産貸付を利用することができます。

※平成19年4月1日から経過措置に該当する場合は除き、傷病手当金および出産手当金の支給は廃止されます。

### ●加入の手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

### ●任意継続掛金

下の算式による①②のいずれか低いほうの額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

区分	掛金月額
組合員期間が15年以上で退職時の年齢が55歳以上の方(55歳以降で初めての退職であること)	①退職月の給料×0.7×掛金率
	②全組合員の平均給料月額×掛金率
上記の要件に該当しない方	①退職月の給料×掛金率
	②全組合員の平均給料月額×掛金率

(注) 平成18年度の任意継続掛金率は、短期87.3875/1000、介護11.625/1000です。平成18年度の全組合員の平均給料月額は337,000円です。平成19年度の任意継続掛金率と全組合員の平均給料月額はまだ確定していません。



### ●任意継続組合員制度と国民健康保険の比較

	保険料	届出	給付内容
任意継続組合員制度	退職月給料等×掛金率	共済組合(退職後20日以内)	法定給付の他 附加給付あり
国民健康保険	所得や資産等を基準に算定	居住地の市町村(退職後14日以内)	法定給付のみ
国民健康保険 (退職者医療制度 ※退職共済年金等の受給者)	所得や資産等を基準に算定	居住地の市町村(退職後14日以内)	法定給付のみ

払込方法は年1回払いもしくは年2回払いの前納と、毎月払いがありますが、前納は割引きがあり、途中で資格喪失するときは申し出によりその後の期間分の任意継続掛金はお返しします。また、任意継続掛金は納付期限までに納付されないと資格喪失します。

●任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証  
任意継続組合員証等は、任意継続掛金を納付していた期間に応じて発行しますので、たとえば年1回払いで1年分を前納していただくと、1年先までの有効期限を付けた任意継続組合員証等をお渡しします。